

令和7年度多職種連携研修会 全体交流会

北部ブロック報告

令和7年12月11日(木)

北部ブロック多職種連携研修会世話人会

北部ブロック多職種連携研修会

令和7年6月27日 北部ブロック多職種連携研修会

テーマ「伝えたいけど 伝えられない 現場のもどかしさに向き合う」
～個人情報のトリセツ～

外来や薬局など医療の現場において、在宅での様子を知りたい

ペナルティが怖くて情報共有をすべてクローズドしがち

どの医療機関や介護事業所でも、個人情報の取り扱いに慎重で、本当に大事なことが共有できない

サービス提供体制の整った患者さんはICTツールを活用できるが、そうではない人はどうすれば？



北部ブロック多職種連携研修会

研修会のねらい

個人情報保護法の目的はネガティブな規制ではない

ミニ講座
&
グループ
ワーク

個人情報保護法より

「個人情報の適正かつ効果的な活用が、(中略)豊かな国民生活の実現に資するものであること(中略)、個人の権利権益を保護することを目的とする

北部ブロック多職種連携研修会

講座の内容

個人情報の定義

個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別されえるもの

個人情報の具体例

- ・基本4情報(住所・氏名・生年月日・性別)
- ・特定の個人が識別できるもの(指紋・DNA・個人番号など)
- ・特定の個人が認識され得るもの(組み合せて個人を特定できる情報)

プライバシー情報

私生活上の事実。又は事実らしく受け取られる恐れがあるので、他人には知られたくない情報(電話番号・メールアドレス・健康状態・所得状況・学歴・国籍・銀行口座など)

要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害の事実など、差別や偏見その他の不利益が生じないよう取り扱いに配慮を要するものとして政令で定める記述が含まれた個人情報

北部ブロック多職種連携研修会

講座の内容

個人情報の第三
者提供
(第二十七条)

個人情報取扱事業者は次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない

第三者とは

個人(当事者)と事業者(居宅介護支援事業所など)以外の人全員を指す

→たとえ親族(配偶者・子・兄弟)であっても、原則は情報提供はできない

第三者提供例外条項

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(以下略)

第三者提供を行うためには

大前提として、個人情報利用同意書の取り交わし(利用目的、使用条件、情報の内容、提供先、管理方法などを明確に説明し、同意を得ること)

北部ブロック多職種連携研修会

グループワーク

事例をもとに、
・どのような機関に
つなげるか
・情報ツールについ
て意見を出し合う

アンケートのご意見
より

顔の見える関係づく
りが連携の第一歩

お互いがとにかく忙し
く、コミュニケーション
を取る時間がない



医療介護の間でそれぞ
れ得手不得手があり、うまく
情報共有・連携ができな
い場面がある

なかなか医師と連絡を
とるのが難しい

まだまだ双方の役割や法的
根拠について同じ認識に至っ
ていない

ランチミーティング

9月25日
北部ブロック世話人代表
岡野先生による講座
「VRリハビリについて」

11月27日
近況報告会



参加しやすいように
Webexによるリモート
開催

ご清聴ありがとうございました

